

富津市介護保険運営協議会会議録

1. 日時 平成24年6月22日(金) 開会午後
1時30分

閉会午後3時55分

2. 場所 富津市役所 5階502会議室

3. 出席委員

十 川 敬 三 (市議会議員)
永 田 武 憲 (被保険者)
澤 邊 玉 江 (被保険者)
東 弘 志 (学識経験者)
三 枝 奈芳紀 (保健医療関係者)
椎 津 裕 貴 (保健医療関係者)
大 塚 坦 造 (保健医療関係者)
小 柴 貞 雄 (福祉関係者)
古 堀 真由美 (サービス事業者)
本 間 英 一 (サービス事業者)
和 泉 喜 章 (サービス事業者)
藤 野 勉 (サービス事業者)

4. 欠席委員

平 野 武 男 (被保険者)
磯 部 健 一 (福祉関係者)

5. 議件

- (1) 富津市介護保険運営協議会会長の選挙について
- (2) 地域密着型サービス事業所の指定について(諮問事項)

6. 事務局職員等

佐久間市長 正司健康福祉部長 大塚介護福祉課長
佐生介護福祉係長 篠田主任主事 牧野主事

富津市介護保険運営協議会会議録

1 会議の名称	平成24年度第1回富津市介護保険運営協議会
2 開催日時	平成24年6月22日(金) 午後1時30分～午後3時55分
3 開催場所	富津市役所 5階 502会議室
4 審議等事項	議件 (1) 富津市介護保険運営協議会会長の選挙について (2) 地域密着型サービス事業所の指定について(諮問事項)
5 出席者	委員 十川敬三 永田武憲 澤邊玉江 東 弘志 三枝奈芳紀 椎津裕貴 大塚坦造 小柴貞雄 古堀真由美 本間英一 和泉喜章 藤野 勉 事務局職員等 佐久間清治 正司富夫 大塚幸男 佐生裕子 篠田優子 牧野圭吾
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	人事案件及び施設調査等があり、移動手段の確保が困難と想定されたため
8 傍聴人数	0人
9 所管課	健康福祉部 介護福祉課 介護福祉係 電話 0439-80-1262
10 会議録(発言の内容)	別紙のとおり

1. 開 会

佐生係長：定刻となりました。

平成24年度第1回富津市介護保険運営協議会をただ今よりはじめさせていただきます。お手元の会議次第により進めさせていただきます。

本日、12名の方に出席いただいておりますので介護保険運営協議会は成立いたします。

それでは、副会長あいさつでございます。本日の議題にありますとおり、現在、会長が不在となっておりますので、東副会長からごあいさつを賜りたいと存じます。

2. 副会長挨拶

東副会長：皆さんこんにちは。会長が不在になっておりますので、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、お忙しいところ、天気の悪いところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

昨年度、皆様にご審議いただきました第5次介護保険事業計画が策定され、4月からこれに則り、施設整備を含め富津市の介護保険事業が展開されているところでございます。

さて、本日は、前会長が市議会議員の任期満了ということで辞職され、会長が不在となっているため、市長からそれに併せて「地域密着型サービス事業所の指定について」諮問がありましたのでご検討いただきたいと思っております。

諮問事項につきましては、現地調査を行い、審議する予定となっておりますので、よろしく申し上げます。

佐生係長：次に、市長あいさつでございます。佐久間市長からあいさつ申し上げます。

3. 市長挨拶

市長：皆さんこんにちは。雨天の中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。社会全体で介護を支える仕組みとして、平成12年からスタートした介護保険制度は、在宅サービス・施設サービスともに大変充実をしてきたところであります。しかし、長寿社会が一層進展し、高齢者が高齢者を介護するという老々介護が増えました。また、社会構造の変化に伴い、在宅サービスを利用しても、家族が在宅介護を支えきれない現実も起きているところであります。このため、平成24年度から平成26年までの「第5次富津市介護保険事業計画」に、介護老人福祉施設や短期入所生活介護施設などの増床を盛り込み、施設系サービスの一層の充実を計画したところがございます。「人々の心がふれあい支えあうまち」を目指し、地域ぐるみで福祉を推進するとともに、高齢者福祉の充実に取り組んで参る所存でございますので、一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。本日の会議内容につきましては、ただ今副会長からお話がありましたように、「介護保険運営協議会会長の選出」と、「地域密着型サービス事業所の指定について」の2議案でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

佐生係長：次に、委員紹介でございます。介護福祉課長の大塚からご紹介申し上げます。

4. 委員紹介

及び事務局紹介

5. 議事

佐生係長：続きまして、議事でございます。富津市介護保険条例施行規則第5条の3第1項に「会長が会議の議長となる。」と、また、同規則第5

条の2第3項に「副会長は、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。」とありますので、議事進行を、東副会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

東副会長：それでは、会長が選出されるまでの間、議長を務めさせていただきます。

最初にお断り申し上げますが、議事録作成のため、会議の内容を録音させていただきますので、ご承知おき下さい。

次に、議事録署名人の指名でございますが、大塚坦造委員と和泉喜章委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号「富津市介護保険運営協議会会長の選挙について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大塚課長：それでは議案第1号「富津市介護保険運営協議会会長の選挙について」をご説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の資料の1ページをご覧くださいと思います。富津市介護保険条例施行規則の抜粋を記載させていただいております。第5条の2第1項に「協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。」とありますので、会長を委員の中から選挙により決定していただきたいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。

東副会長：事務局の説明は終わりましたが、選挙といってもいろいろな方法がありますけども、どういたしましょうか。

本間委員：指名推選の方法はいかがでしょうか。

東副会長：ただいま、本間委員から指名推選の方法がよいのではないかという

ご意見がありました。

会長の選挙は、指名推選の方法で行うということでご異議ございませんでしょうか。

(委員：異議なしの声)

東副会長：異議なしということですので、選挙の方法は、指名推選によることに決定されました。それでは、どなたか会長の推選をお願いします。

和泉委員：会長に十川委員を推選いたします。

東副会長：ただいま、十川委員を会長にという推選がございましたが、当選人に決定することで、ご異議ございませんか。

委員一同：異議なし

東副会長：異議がないものと認めます。よって十川委員が会長に当選されました。

それでは、会長が選出されましたので、これで議長の職を解かせていただきます。

佐生係長：ただいま、会長に選出されました十川委員には、恐れ入りますが、会長席への移動をお願いします。

会長には、この後の議事進行をお願いするわけですが、議事に入る前に、会長からごあいさつを賜りたくお願い申し上げます。

十川会長：只今、皆様のご推薦により会長の職をさせていただきます十川でございます。よろしくお願ひいたします。私も、おふくろが17年寝たきりで、おやじと私と2人で介護をやっているわけですが、この関係

もありまして、介護保険に関しては非常に興味もありますし、勉強したいなというふうに思っております。まだまだ力不足で皆さんにご迷惑をかけるかと思えますけども、これから2年間よろしくお願ひしたいと思ひます。

佐生係長：ありがとうございました。

それでは、この後の議事進行を十川会長にお願ひいたします。

十川会長：それでは、議案第2号「地域密着型サービス事業所の指定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

本間委員：はい。

十川会長：本間委員

本間委員：その前にですね、私は当事者なものですから、退席を許可いただければありがたいのですが。

十川会長：はい。それでは退席を許可します。

本間委員：よろしくお願ひします。

大塚課長：はい。それでは、議案第2号「地域密着型サービス事業所の指定について」ご説明を申し上げます。

議案第2号につきましては、資料の2ページに綴じ込んでございますが、恐れ入りますが資料の8ページをお開きいただきたいと思います。介護保険法の抜粋を記載してございます。その中段から下に第78条の2第1項がございまして、「第42条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行

う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあつては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であつて市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。」というふうにあります。

ただ今、「その入所定員が29人以下であつて市町村の条例で定める数」とご説明申し上げましたけども、平成25年3月31日までは、市町村の条例における定めがない場合には、この数は29人とされております。

この第78条の2第1項を要約いたしますと、29人以下の特別養護老人ホームなど地域密着型サービスの事業所の指定は、市町村長が行うこと、ならびにその市町村の被保険者以外は地域密着型サービスが利用できないこと、逆にいえば、その市町村以外の被保険者には地域密着型サービスが提供できないことが規定されております。

また、同条第7項に「市町村長は、第42条の2第1項本文の指定を行おうとするとき又は前項第4号の規定により同条第1項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講じなければならない。」とされております。富津市介護保険条例第2条の3に介護保険運営協議会の所掌事務として「地域密着型サービスに関する事項」が規定されております。そのようなことから、本議案のとおり「地域密着型サービス事業所の指定について」運営協議会の皆様にご審議をお願いするものでございます。

それでは、本件施設の概要及び経過をまとめてございますので、恐れ入りますが、資料の6ページをご覧くださいと思います。

まず、施設の概要でございますが、記載のとおりでございます。この中で、施設の区分欄に「サテライト型特別養護老人ホーム」とありますが、「サテライト」という言葉がもつ「衛星」という意味のとおり、本体施設から近距離にあり、相互に機能を連携して運営される特別養護老人ホームということでございます。その近距離というのが、時間距離で概ね20分以内というようなことが条件とされております。

次に、開設までの経過でございますが、本年5月29日に消防法に基づく検査を、それから5月30日に建築基準法に基づく検査をそれぞれ受け、基準に適合していることが確認されております。

また、施設の区分が特別養護老人ホームでありますことから、社会福祉法人、この場合には、あたご会でございます。あたご会からの設置認可申請に基づく完了検査が、6月8日に県高齢者福祉課によって行われ、基準に適合することが確認されております。なお、その設置認可の認可書につきましては、県の事務手続きの関係で6月25日頃になる予定とのことでございます。

本議案の地域密着型サービス事業所の指定は、冒頭ご説明申し上げましたように、市町村長が厚生労働省令の定める基準に即して行い、その際に「被保険者その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講じなければならない。」とされておりますことから、本日もご審議をお願いし、その答申を受け、市長が、7月1日付けで、地域密着型サービス事業所としての告示をすることを予定しております。

この市町村長が指定をする際の拠りどころとなります基準であります厚生労働省令の「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の抜粋を資料の8ページから17ページに記載してございます。

ユニット型の特別養護老人ホームでありますことから、人員の配置基準は11ページ左側から12ページ左側上段にかけての第131条に規定されており、ユニット型であることの定義及び基本方針は資料の14ページ右側の下段にございます。第158条及び第159条に

規定されており、設備に関する基準につきましては15ページの第160条に規定されております。運営に関する具体的な基準につきましては、15ページから17ページにかけて記載されております、第161条から第169条までに規定されております。

なお、このうち、設備に関する基準以外の、人員に関する基準、運営に関する基準につきましては、申請者から提出のありました書類・申請書、その他の添付書類によって審査した結果、基準を満たしておりますことを確認しておりますので、ここにご報告申し上げます。

このようなことから、現地におきまして設備等を調査して頂いた上で、他の項目を含め、ご審議をいただきたいと存じます。

なお、設備に関する基準は、先ほど申し上げましたように、第160条のとおりでございますが、この基準を解り易く5ページにチェック表として綴じ込んでございます。

併せて、3ページ4ページに施設の平面図を綴じ込んでありますので、現地確認の際に参考としていただきたいと存じます。

以上で、議案第2号「地域密着型サービス事業所の指定について」の説明を終わらせていただきます。

十川会長：ありがとうございました。事務局の説明は終わりました。事務局の説明によりますと、設備に関する基準以外の項目については、提出されている書類により審査したところ、基準を満たしているとのことであります。設備に関する基準については、現地に赴いて調査を行い、その結果によって本議案について審議をするということによろしゅうございますか。

(委員から「異議なし」の声)

十川会長：異議ないものと認めます。それでは、今後の日程について、事務局の説明を求めます。

大塚課長：はい。ただいま、正面玄関に市のバスを用意させていただいております。そのバスによりまして本件施設に赴き、現地において、設備に関する基準を満たしているかどうかを確認していただきまして、市役所に戻っていただきまして、この会場でございますが、本議案をご審議いただきたいと思います。

ただいま、1時50分でございますので、バスの出発時刻を2時あるいは皆さん集まり次第ということでしていただきたいと思います。

十川会長：それでは、現地確認をした後、会議を再開することとして、暫時休憩といたします。

ただいま、事務局から説明のありましたとおり、2時に出発したいと思いますので、御協力をお願いします。

市長：私は、ここで失礼しますので、現地調査そして審議をよろしく願います。

東副会長、椎津委員、永田委員退席

十川会長：それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

委員の皆さんに現地確認をしていただいたわけですが、これを踏まえ、ご意見、ご質疑ございませんでしょうか。

小柴委員：すばらしい施設なんですけども、教えていただきたいのは、チェック表で一番上にでてきています、定員が1人ということであれば、その下にカッコ書きで2人もオーケーというようなことになっているので、その160条でちゃんとうたっていますから、その下の1ユニット概ね10人以下というようになっていますね。この2人とういことは可能性としてはどういうケースがとれるのでしょうか。

大塚課長：今のご質問にお答えさせていただきます。2人部屋の場合には、そこにありますように、21.3㎡以上ということになっております。例といたしましては、夫婦で介護状態の方、このような方の場合を想定してのことだと理解しております。一般的な多床型というんですか、そういう場合とは違いまして、ユニット型における2人部屋が認められるというのは、夫婦で要介護状態になってらっしゃる方ということが想定されています。以上でございます。

十川会長：他にご質疑ございませんでしょうか。

大塚委員：いいですか。原則要介護1から5までが入れるんですよね。4・5となるとかなり厳しいが。実際どの辺までをねらっているのか。29人となるとそんなに多くはないと思うのですが、こういったことで受け入れを決定するのか、というところがいま一つ分からないのですが。

大塚課長：はい。まず、待機者というお話かと思いますが。待機者につきましては、年に2回調査がございます。1月1日現在での養護老人ホームの待機者数につきましては、292人待機をしていらっしゃる方がいるということです。ただし、この待機者数というのは重複して2か所に申し込んでいらっしゃる方もいるかと思われまますので、実数はそれよりも若干少ないことはあろうかと思えます。この入所にあたってのどのような基準かというお話だと思うのですが、まずは申し込み順でそれから入所にあたっては、入所の選定委員会という入所者を選定する会議を設けるということになっておりまして、その中で後からの方であっても、やはり家庭等の状況等で先に申し込みをされた方を優先して入所させなければいけない、そのような判定がそれぞれの事業所において行われます。その結果によって、入所という形になるかと思えます。それから、介護度1から5ということで入所ができる事になっております。実際に介護5の方もいらっしゃるかということ

ですので、まずは1・2といいますと、なかなか、3・4・5の方を優先させて入所という形になろうかと思えます。その部分については、事業所が判断をして入所をさせるということになります。

大塚委員：その辺は、行政としては口出しできない部分なんですね。例えば、本体がありますね。

大塚課長：はい。

大塚委員：本体で待機の方もいらっしゃると思うんですよ。申し込みしていて、本体の方で待機している人を優先でいれるということは起こりうるんじゃないですか。

大塚課長：そこはですね。ここの場合、地域密着型の事業所という形になります。本体を申し込んでいる方の中で、こちらの施設もオープンしました。そうしますと、市外から申し込みをされている方については、こちらの施設へは入所ができないということになります。そういう中で、7月1日からオープンするというので、こちらではいかがですかというようなご案内は施設の方でしているのではないかと思います。そのような形で判定会議というのですか入所の会議を開いているということでございます。実際にこちらにあがってきております、申請書の中にも、例えば、オープンをする、しかし入所者がいないというような事では、経営がなりたたないということもございますので、そのような入所者の申込状況を確認できるような書類も申請書の添付書類として出てきております。その中では特別養護老人ホーム本体の部分で申し込みをされた方が、こちらへ申し込みをなさっていたということもあろうかと思えます。以上でございます。

大塚委員：地域密着型というのは、新しいスタイルでどんどん増えていくかと

思うのですが、この地域密着という意味がいま一つ、住所があればいいのか。納税がしているのかとかその辺の密着度というのはどのようなものですか。

大塚課長：地域密着型というのは、自分の住み慣れた地域で生活を営んで頂くということが基本となっております。そうしますと、今まで住み慣れた所で引き続き住んで頂くための施設、そういうようなサービスを展開するというのが地域密着型。その地域密着型の事業所については、市町村長が指定をするというようになっております。そうしますと今委員のご質問ございましたように、市に納税しているのか、あるいは住民票があるのか、ということになるかと思えます。地域密着型ということですので、地域密着型事業所を展開した場合には、その地域との交流をしながら介護をしていく、ケアをしていくという施設となっておりますので、入所にあたって、例えば住民票だけあるというような方、あるいは納税といいますが、ふるさと納税、住所がなくてふるさと納税をした方、というご想定の話かと思うのですが、ふるさと納税という場合には、基本的には、その方は該当いたしません。住民基本台帳がなければ。要するに富津市の介護保険の被保険者であった方が対象ということになりますので、入所にあたって住民票だけがおいてあって、実際にこちらに生活をされていないような方というのは、入所判定会議の中でおのずと排除されていくものだというふうに理解しております。以上でございます。

大塚委員：富津市の被保険者というように考えていいわけですか。納税といったら、さっき言われたようにふるさと納税があるからね。その辺どうなのかと思ってましたが。被保険者ということになると、国保だったら富津市民。社会保険だともっと範囲が違ってきますよね。

大塚課長：はい。わかりました。介護保険施設ですので、介護保険被保険者で

あることが条件になります。介護保険被保険者は第1号被保険者と第2号被保険者の方がいらっしゃいます。基本的に第1号被保険者の方は65歳以上の方。第2号被保険者は、医療保険に加入している40歳以上の方。第2号被保険者の方で、社会保険に入っている方であっても、その方が富津市に住所があれば、介護保険の第2号被保険者ということになります。40歳以上であっても、富津市に住所がなければ、富津市の介護保険の被保険者になりえない。先ほどの説明の中で、分かりづらかったかもしれないので、補足させていただきますが、施設に入るためによそから住所を持ってくるとか、そういう事については、本来地域密着型施設としての想定外のことでございます。ですから、そのような事について、受け入れはしてくれるなど、保険者では事業所に指導していく、指導すべき、しなければいけないこととなります。先ほど説明が不足しましたので付け加えさせていただきます。

大塚委員：その辺しっかり線を引いておかないと、なし崩しに入ってくるケースもあるんじゃないですかね。待機されている方がかなりいる訳だから。さっき話ありましたように、老々介護になってて居宅でやりたくても本当はできないから、できればどっかに入りたいというのが本音だと思うんです。国の方は居宅療養の方にどんどん舵を切っちゃってますからね。介護度2・3の人がお互い面倒を見合っている。かなり厳しいとおもうのですが。富津市の今後のサテライト型でもいいし、いろいろな施設の枠がまだかなりあるのでしょうか。

大塚課長：枠のお話ですが、去年皆さんに審議していただいた中では、地域密着型につきましては、24年度から26年度第5次事業計画の中で地域密着型は、29床。地域密着型でない広域型の特別養護老人ホームは98床の上床を予定していました。地域密着型につきましては、29床ですので、今日現地調査をしていただきました所でこの事業計画上はいっぱい。広域型につきましては、つつじ苑が38床の増床。望

みの門で60床の新設で7月1日に県の指定を受けると聞いております。先ほど入所にあたっては、厳格な姿勢が望まれると委員のお話だったのですが、申請書についてきました入所者予定リスト、申込者のリストを確認いたしまして、施設がオープンすることにより最近、富津市へ転入した人がいないかどうかの面でも今回の書類を審査する上で確認してございます。実際に入所した場合には、私どもの方で給付が管理できることとなりますので、他市から最近転入した人がいないか、そういうことがあった場合には、厳格に指導していくことを考えております。以上でございます。

大塚委員：ありがとうございます。

十川会長：他にありませんでしょうか。

三枝委員：協力医療機関について伺いたいのですが、協力医療機関が鴨川市立国保病院。これは本体と一緒にということですか。本体のやまぶき苑と同じ。

大塚課長：嘱託医は君津の小糸の鈴木病院でお願いしているが、本体部分がどことの協力関係にあるかまでは承知できておりません。

三枝委員：私も具体的にどこにあるのかわからないが、近年看護師がどうしても数が少ない。夜間に急変されたような患者さん、もちろん看護度の高い人が多ければ多いほど、その可能性が高い人もいますので、看護できる体制はきちんとしておかれた方がよろしいかと思えます。もちろん入所されている方の生命を守るのが第一なのですが、そこに働かれていく介護の人達の精神的なサポートもきちんとしないと。夜中に具合が悪くなって看護師さんになかなか診てもらえないという人がありますと、非常に悪いことになってしまいますのでその辺き

ちんと整備していただきたいと思います。

大塚課長：確認しましたら、本体においても協力医療機関は鴨川国保病院ということでございます。ですから、サテライト特養、本体とも鴨川国保病院。場所につきましては、鴨川の国道410号と長狭街道がぶつかる所でございます。時間距離にしますと、ここからですと約20分ぐらいの位置でございます。

三枝委員：こちらに来るより早いわけですね。

大塚課長：こちらに来るよりは早い位置でございます。以上でございます。

十川会長：他にありますでしょうか。

委員一同：なし

十川会長：それでは、ご質疑、ご意見もないようでございます。

皆様のご意見を取り纏めますと、本議案「地域密着型サービス事業所の指定について」の本運営協議会の意見といたしまして、「指定することが適当である」との答申で、いかがでしょうか。

委員一同：異議なし

十川会長：異議なしと認めます。それでは、議案第2号「地域密着型サービス事業所の指定について」の本運営協議会の意見は、「指定することが適当である」との答申といたします。

それでは、ここで、先ほど退席されました本間委員の入室を許可します。

十川会長：「指定することが適当である」との答申書の文面につきましては、会長に一任いただけますでしょうか。

委員一同：異議なし

十川会長：それでは、そのように取り扱わせていただきます。
本日予定していた議案審議は終了しました。
事務局から何かございますか。

大塚課長：特にございません。

十川会長：それでは、以上をもちまして、平成24年度第1回富津市介護保険運営協議会を終了いたします。
長時間にわたり、大変お疲れ様でした。

6. 閉会（午後3時55分）